

川根本町まちづくり基本条例の手引き



川 根 本 町

川根本町まちづくり基本条例のあらまし

まちづくり基本条例ってなに？

まちづくり基本条例は、みんなでまちづくりを行うための基本となるルールを定めたものです。

つまり、町民の皆さん・議会・町が一緒にまちづくりを進める時の考え方や仕組みが書かれています。

わたくしたちが、このルールに沿い、そして共に協力し合ってまちづくりを行うことができるよう作られました。



どうしてこの条例が必要になったの？

最近になって地方分権という言葉聞くようになってきました。それは、それぞれの町で生活する人々が責任をもってまちづくりを進めていくという時代になってきたということです。

今までは、どちらかというと行政がまちづくりを進めていたイメージを持つ人が多いかもしれませんが、これからは様々な課題に取り組んでいく時に、行政だけで決めるのではなく、まちづくりに関わる町民の皆さんをはじめ、議会・町がそれぞれの役割を果たし、協力していくまちづくりを行うために、この条例が策定されたのです。

この条例を作ることによって何が変わるの？

町民の皆さんのまちづくりへの参加や情報の共有がこれまでよりも進んでいきます。

この条例の考え方に沿って、みんなで協力してまちづくりを進めることによって、町民の皆さんにとって、より良く住みやすい町になっていくものと考えています。



川根本町まちづくり基本条例

前文

わたくしたちは、南アルプスの豊かな森林が育む大井川の清流と澄んだ空気に恵まれた、茶の香ただよう川根本町の町民です。

縄文の昔から人々が生活していた川根本町は、これまでに度重なる合併を経る中で、それぞれの地域性を生かしながら、特色ある文化を築いてきました。

わたくしたちは、この美しい自然と長年にわたり培われた文化を後世に引き継ぎます。

そして、この地域に住むことを誇りに思い、自らの幸せを実感することができるまちづくりを推進し、「誰もが安心して生き生きと暮らせる川根本町」の実現を目指します。

そのために、町民、議会及び町は、まちづくりの指針として、基本となる理念や原則、協働の仕組みを明らかにし、それぞれの役割と責任を果たさなければなりません。

わたくしたちは、互いに協力・尊重し、一体となってまちづくりを進めるため、ここに、すべての町民に共有され、遵守されるべき最高規範として、川根本町まちづくり基本条例を制定します。



【解説】

前文は、まちづくりの方向性や基本原理等を述べるもので、条例が目指している理想を分かりやすく宣言するために置かれています。

第1章

～総則～

■目的

第1条 この条例は、町民自らが考えて行動し、ともに助け合いながらまちをつくるという理念のもと、まちづくりにおける基本的な事項を定め、町民、議会及び町の役割と責務を明らかにし、住民自治によるまちづくりを実現することを目的とします。



●【解説】

第1章では、この条例の目的を掲載しています。条例が達成しようとする目的を明らかにし、条例の内容や狙いを凝縮した指針を定めています。

第2章

～まちづくりの基本原則～

■情報共有の原則

第2条 町民、議会及び町は、協働によるまちづくりを推進するため、それぞれが保有するまちづくりに関する情報を共有します。

■参加の原則

第3条 わたくしたち町民は、積極的にまちづくりに参画し、まちづくりの推進に努めます。

■協働の原則

第4条 町民、議会及び町は、協働のまちづくりを推進するため、対等の関係でまちづくりに関する目的及び情報を共有し、相互に理解を深めながら協力するよう努めます。

■自然との共生の原則

第5条 わたくしたち町民は、みどり豊かな自然を守るため、環境への負荷が少ない循環型社会の実現に取り組み、人と自然との共生を基調としたまちづくりを推進します。

■まちの価値創造の原則

第6条 わたくしたち町民は、もてなしやいたわりの心を育み、思いやりのあるまちづくりに努めます。

●【解説】

第2章では、まちづくりを進めるうえで基本となる5つの原則を定めています。情報の共有、参加の原則、協働の原則、自然との共生の原則、まちの価値創造の原則という基本的事項に基づいて、まちづくりを進めることになります。わたくしたちは、まちづくりに関する情報を共有し、積極的かつ協力してまちづくりに参画することを原則としています。そして、豊かな自然を守り育むために環境に配慮するとともに、思いやりのあるまちづくりに努めることを基本としています。

第3章

～情報共有～

■ 情報を知る権利

第7条 わたくしたち町民は、行政活動について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有します。

■ 情報共有のための制度

第8条 町は、個人情報保護しつつ、町民の知る権利を保障し、説明責任を果たして公正で開かれた町政を実現するための制度の確立に努めます。



●【解説】

町民の皆さんと議会及び町が、まちづくりを行うために必要な情報を共有するため、町は個人情報を保護し、必要な情報を公開するよう対応します。また、その情報を分かりやすい情報として提供する仕組みを確立するよう努めます。

第4章

～住民自治の仕組み～

■まちづくりに参加する権利

第9条 わたくしたち町民は、まちづくりに関して意見等を述べることができ、自らまちづくり活動を行い、まちづくりに参加する権利を有します。

■町民の役割と責務

第10条 わたくしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識して、自らの発言と行動に責任を持って、互いの自由な発言や行動を認め合いながら、まちづくりに努めます。

2 わたくしたち町民は、行政サービスに伴う負担を分任します。

■まちづくり活動への支援

第11条 町は、町民自身によるまちづくりを促進するために、自発的、自立的な活動を行う団体に対して、必要な支援を行います。

■生涯学習の推進

第12条 町は、町民自らが生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる地域社会の実現を図るよう努めます。

■自然環境を意識したまちづくりの推進

第13条 わたくしたち町民は、自然環境に対して常に関心を持ち、それを後世へ引き継ぐよう努めます。

■子どもが健やかに育つ環境をつくる責務

第14条 町は、子どもが健やかに育つ環境をつくる責務を有し、その環境づくりに努めます。

●【解説】

第4章では、町民の皆さんが、まちづくりを進めていくための役割と責務、そして考え方や仕組みを明らかにしています。第9条、第10条において、町民の皆さんは、まちづくりに参加する権利を有するとともに、まちづくりの主役として自らの発言と行動に責任をもって参加することを定めています。第11条、第12条では、協働によるまちづくりを推進するための仕組みとして、町民の皆さんの自発的な活動に対する支援を行うことや、生涯学習を推進することが定められています。第13条では、環境に対する関心を常に持ち水を育む森や、美しい自然環境を後世に引き継ぐことを定めています。第14条において、町は、次世代を担う子どもが健やかに育つ環境をつくる責務を有することを定めてあります。

第5章

～コミュニティ～

■コミュニティにおける町民の役割

第15条 わたくしたち町民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的にまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、かかわりあって地域の課題を共有し、解決に向けて行動します。

■町とコミュニティのかかわり

第16条 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動を促進するため必要に応じて支援します。

■コミュニティと子どものかかわり

第17条 わたくしたち町民は、まちづくり活動において、子どもが能力に応じた役割を果たすことができるよう、適切な支援に努めます。



●【解説】

第5章では、コミュニティにおける町民の皆さんの役割、町や子どもとコミュニティとの関わりについて定めています。コミュニティとはここでは自治会組織等のことを言います。当町においてコミュニティにおける活動は大変主要で重要なものとなっています。わたくしたちは、地域の中において、お互いに助け合い、かかわりあうことによって、安心して心豊かに暮らすことのできる社会の実現を目指します。そして、子どもと地域のふれあいを高めることによって知恵や技術の伝承を図っていくことが定められています。また、町は、自主的なコミュニティ活動を支援し地域の活性化に努めます。

第6章

～町民のための議会～

■議会の役割と責務

第18条 議会は、町民に開かれた議決機関であるとともに、町の執行機関に対する監視機関として、その責任を認識し、その機能を十分に果たすよう運営します。

2 議会は、町民に開かれた議会運営を図り、議会に対する町民の関心を高めるとともに、町民の意見をまちづくりに反映させるよう努めます。

■議員の役割と責務

第19条 議員は、議会の役割及び責務の十分な認識の下に、総合的な視点に立って、公正かつ誠実に職務を遂行し、町民の信託に応えます。

2 議員は、住民自治によるまちづくりの推進のため、政策立案能力の一層の向上に努めます。



●【解説】

町民の皆さんとともに、協働のまちづくりの担い手である議会の役割と責務について定めています。第18条は、組織としての議会の役割と責務について掲載され、町民の皆さんに開かれた議決機関であるとともに、行政運営を監視する機関として運営することが定められています。第19条では、議員個人の役割と責務について掲載されており、総合的視点で公正かつ誠実に、町民の信託に応えることが定められています。

第7章

～町民のための行政～ その1

■町長の役割と責務

第20条 町長は、町民の信託に応え、この条例の理念を実現するため、公正かつ誠実にまちづくりの推進に努めます。

■職員の役割と責務

第21条 職員は、この条例に定める事項を自覚し、誠実かつ効率的に職務を遂行するとともに、自らも地域の一員であることを認識して、町民との信頼関係づくりに努めます。

2 職員は、まちづくりに必要な能力開発と自己啓発に努め、相互に研鑽して能力を十分に発揮します。

■執行機関の組織づくり

第22条 執行機関の組織は、町民にわかりやすく、効率的かつ機能的なものとするよう努めます。

■町の説明責任

第23条 町は、行政活動の内容や意思決定の過程について、町民にわかりやすく説明するとともに、町民から要請を受けたときには、誠実に応答するように努めます。

■町民からの提案、意見、要望等に対する対応

第24条 町の執行機関は、まちづくりに関する町民からの提案、意見、要望等を、その政策に反映させるよう努めます。

●【解説】

第7章では、行政の代表者である町長と、町の職員の役割と責務について定められています。町長は、町民の皆さんの信託に応え、公正かつ誠実にまちづくりを推進し、町の職員は、地域の一員として町民の信頼関係づくりに努めるとされています。また行政の組織である執行機関(町長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価委員会及び監査委員会等)の組織づくりや、町の説明責任、町民の皆さんからの提案、意見、要望等に対する対応について定められています。

第7章

～町民のための行政～ その2

■パブリックコメント

第25条 町は、まちづくりに関する重要な政策の立案に当たっては、意思決定前に当該政策の要旨を公表し、広く町民の意見を求め、その意見に対する町の考え方を明確にするとともに、提出された意見等を考慮し意思決定を行います。

■総合計画

第26条 町は、この条例の理念及び目的に基づくまちづくりの具体化のため、基本構想、基本計画及び実施計画から構成される総合計画を策定します。

2 総合計画の策定、実施、評価等の各段階において、町民の参加を得て、協働で実行します。

3 総合計画は、社会経済状況の変化及び新たな行政需要に対応できるよう、常に検討を加えます。

4 各行政分野の計画は、総合計画に即して策定します。

■総合計画に沿った予算執行

第27条 町は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行い、最少の経費で最大の効果があがるよう努めます。

2 町長は、中長期的な展望に立った自立的かつ健全な財政運営を行います。

■財政事情の公表

第28条 町は、財政運営の健全性を確保するため、財政の見通しを明確にするとともに、その内容を分かりやすく町民に公表します。

■行政評価

第29条 町は、効果的で効率的な行政運営を図るため、行政評価を行い、その結果を施策の改善及び見直しに反映させるとともに、分かりやすく町民に公表します。

●【解説】

パブリックコメント（町の基本的な政策の策定、改廃及び条例の策定にあたり、案の段階でその趣旨、目的、内容等を広く町民等に明らかにし、町民等から意見を求め、その提出された意見等に対する町の考え方を公表するとともに、提出された意見等を考慮し実施機関の意思決定を行う一連の手続き）に関する事項や、この条例の理念及び目的に基づくまちづくりの実現のための総合計画の策定と予算執行、財政事情の公表、行政評価等、町民の皆さんからの意見聴取手続きや行財政運営に関する考え方、計画に沿って事業が進められているか等の評価に関することについて定められています。

第8章

～住民投票制度～

■住民投票制度

第30条 町長は、町に関する特別重要な事項について、町民の意思を直接確認する必要があると認める時は、別に条例を定め、住民投票を行うことができます。

2 町民、町議会及び町長は、住民投票の結果を尊重します。



●【解説】

町長は、町における重要課題がある場合に、別に条例を定めて住民投票が実施できることを定めています。地方自治法では、住民の直接請求や議会、町長の発議権について定められていますが、この条例において、町長は、住民投票に関する発議を別に条例を定めて行うことができることを改めてここに明記しています。

第9章

～国その他の機関との連携～

■国及び県との連携

第31条 町は国及び県と対等な立場で連携し、適切に役割分担することにより、自立したまちづくりに努めます。

■広域連携

第32条 町は、近隣自治体との連携を積極的に図り、地方自治の発展のため、それぞれ適切な役割分担に努めます。



●【解説】

地方分権の考え方に基づいて、自治体運営に当たっての国や県に対する町の姿勢と、広域的な課題を解決するために近隣自治体と連携を図って、適切な役割分担を行っていくことを定めています。

第10章

～条例の実効性を高める仕組み～

■条例の位置づけ

第 33 条 この条例は、自治の基本的事項及び町政に関する最高規範であり、町民、議会及び町長は、誠実にこれを遵守します。

2 議会及び町長は、この条例の理念にのっとり、町政運営及び施策の実現に向けた基本的な制度の整備に努めるとともに、条例及び規則等の体系化を図ります。

■条例の運用の充実

第 34 条 議会及び町長は、条例の実効性を高めるため、この条例の運用状況を常に把握し、充実を図るよう努めます。

■条例の見直し

第 35 条 町長は、4年を超えない期間ごとに、この条例が町民主体のまちづくりの推進にふさわしいものであるかどうかを、組織等を設置して町民の参加を図り、又は町民に意見を求めて検討し、必要な場合は条例改廃等の措置を講じます。



●【解説】

第 10 章では、この条例を本町の最高規範であると位置づけ、町政運営及び施策の実現に向けた制度の整備を図り、条例や規則の体系化を図ることとされています。また条例の実効性を高めるため、議会及び町長は運用状況を把握し、充実を図ることが定められています。そして、この条例の見直し等に関する事項を定めています。町は組織等を設置して町民の皆さんの参加を図り、又は町民の皆さんに意見を求めて検討するとされています。

挿絵作者プロフィール

前澤 妙子

Taeko Maezawa

静岡県榛原郡川根本町崎平 出身

2004 創形美術学校修業

京都造形大学卒業

2006 東宝映画阿部美術

2009 多摩美術大学大学院修了

U R L <http://hwm2.gyao.ne.jp/chiuche/>



編集・発行

川根本町役場企画課まちづくり室

〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾627番地

Tel.0547-56-2221 Fax.0547-56-2235

E-mail kikaku@town.kawanehon.shizuoka.jp

URL <http://www.town.kawanehon.shizuoka.jp/>

平成25年3月発行